



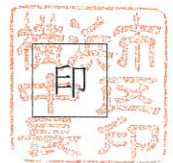
中区公告 第134号

公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地でない）ので、地方税法第20条の2及び横浜市市税条例第10条の規定により公示送達する。送達する書類は当区役所税務課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年9月10日

横浜市 中区長 永井 由香



送達を受けるべき者の氏名又は名称	草野 明子 外23名
送達する書類名	令和8年度 固定資産税・都市計画税（土地・家屋分）2期 督促状 令和8年度 軽自動車税 6 随時、7 月随時 督促状 令和8年度 市県民税 普通徴収分 現年度 6 月随時 督促状
(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。	

公示日：令和8年9月10日

固定資産税・都市計画税

地方税法第371条

[illegible]

公示日：令和8年9月10日

軽自動車税

(種別割は改正前の地方税法第463条の25)

[illegible]

公示日：令和8年9月10日

地方税法第329条

作成日：令和8年9月10日



中区公告第 135 号
公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地でない）ので、地方税法第 20 条の 2 及び横浜市市税条例第 10 条の規定により公示送達する。送達する書類は当区役所税務課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 9 月 10 日

横浜市 中区長 永井 由香



送達を受けるべき者	別紙のとおり
送 達 す る 書 類 名	差押調書（謄本）、差押解除通知書
（注意）地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、掲示を始めた日から起算して 7 日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。	

公示送達 別紙

差押調書 (謄本)

氏名 (名称)	氏名 (名称)
高橋 みどり	南間 勉
OKIWA REYNILA NUGUID	AUNG SAY MYINT KHAING
原 清秋	山田 亮太郎
深沢 優介	

差押解除通知書

氏名 (名称)	氏名 (名称)
AUNG SAY MYINT KHAING	中野 安